

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3第2項の規定により、次のとおり公表する。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和6年4月1日現在）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事補及び技師補の職務 2 保健師及び看護師の職務	10	14.5%	主事補	10	26	37.7%	係員級
				技師補	0			
				保健師	0			
				計	10			
2級	1 主事及び技師の職務 2 特に高度の知識又は経験の必要な保健師及び看護師の職務	16	23.2%	主事	13	23	33.3%	係長級
				技師	2			
				保健師	1			
				計	16			
3級	1 係長の職務 2 主査の職務 3 主任保健師、主任看護師及び主任保育士の職務	13	18.8%	係長	6	10	14.5%	課長補佐級
				主査	5			
				主任保健師	1			
				主任看護師	0			
				主任保育士	1			
				計	13			
4級	1 特に高度の専門的知識又は経験の必要な係長の職務 2 特に高度の専門的知識又は経験の必要な主査の職務 3 特に高度の専門的知識又は経験の必要な主任保健師、主任看護師及び主任保育士の職務	10	14.5%	係長	7	9	13.0%	課長級
				主査	0			
				主任保健師	0			
				主任看護師	1			
				主任保育士	2			
				計	10			
5級	1 課長補佐、主幹及び次長の職務 2 議会事務局次長の職務 3 農業委員会事務局次長の職務	11	15.9%	課長補佐	9	11	15.9%	課長補佐級
				主幹	0			
				次長	1			
				園長	1			
				計	11			
6級	1 会計管理者、課長及び室長の職務 2 議会事務局長の職務 3 農業委員会事務局長の職務	9	13.0%	会計管理者	1	9	13.0%	課長級
				課長	7			
				室長	0			
				事務局長	1			
				計	9			
合計		69	100.0%					